

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 5 年 9 月 7 日 (木) 午前 11 時 08 分～午前 11 時 29 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委員会室
出席委員	◎阿比留義顯 ○田中 晋 岡田 智佳 後藤浩一郎 小松 幸子 林 紗絵子 山田 一一 渡部 和子
委員外出席者	(傍聴) 内田 博紀 上橋しほと 鈴木 清丞 若狭 朋広 渡邊 晋宏 渡辺 裕二
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長 (加藤 雅美)

午前 11 時 8 分開会

○委員長 ただいまから仮の議会運営委員会を開きます。

本日の仮の議会運営委員会につきましては、資料 1 ページの名簿の方々にお集まりいただいております。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 それでは、協議に入ります。

令和 5 年第 3 回定例会の議事運営についてを議題といたします。

まず、会期日程についてですが、事務局より御説明願います。

○議事課長 会期日程案につきまして御説明をいたします。

資料 1、(1)でございます。会期は、お手元の資料のとおり、9 月 8 日から 10 月 6 日までの 29 日間という日程案を御用意させていただきました。

続いて、資料(2)、招集日の進行について申し上げます。まず、出席議員中、最年長の議員さんに、今回山田一議員さんになりますが、臨時議長として仮議席の指定及び議長選挙を行っていただきます。

議長選挙後、議長の下で議席の指定、会期の決定、会議録署名議員の指名、副議長の選挙を行います。その後、そのまま休憩し、議員全員協議会にて、議員選出監査委員の内選を行っていただきます。本会議を再開後、常任委員の選任、議会運営委員の選任を行います。その後、再び本会議を休憩し、各委員会を開催していただきまして、正副委員長の互選を行っていただきます。本会議を再開後は、資料のとおり、通常の定例会と同様となります。

なお、招集日の執行部の議場出席につきましては、市長は開会から挨拶を行うまで議場に出席し、挨拶の後、退席を願います。議長が選挙され、出席請求を行った後、執行部には通常の定例会と同様の部分から議場へ出席していただくということになります。

なお、先ほど議会運営委員会の開会前に、本定例会の質疑並びに一般質問の抽せんをしていただいたところですが、先ほどもお伝えしましたとおり、開会日に正副議長の選挙及び議選監査委員の内選が行われます。先例によりまして、正副議長、監査委員に就任したとき等は質問を辞退するのが例であるとされておりますので、最大で 4 名の方が質問を辞退されることが想定されます。

また、先日の議員全員協議会でも御案内のとおり、質疑並びに一般質問の最終日の 26 日、質問が終了しました後にハラスメント防止研修を予定してございます。そのため、これらに伴う質問時間の繰上げにつきましては、日付をまたいで行わせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承のほど、よろしくお願いたします。

なお、確定後の日程につきましては、決まり次第、8 日中には全議員の皆様にお知らせいたしますので、御確認をくださいますようお願いいたします。以上でございます。

○委員長 会期日程及び招集日の進行については、事務局説明のとおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、会期は9月8日から10月6日までの29日間と決しました。また、執行部の議場出席については、議長選出後、出席請求があつてからということになりますので、御承知おきください。あわせて、9月26日、質疑並びに一般質問終了後、ハラスメント防止研修が予定されておりますので、御承知おきください。また、先ほども説明ありましたように、日程がずれてくる可能性がありますので、もし支援者等で呼ばれる方は確定した後で呼んでいただいたほうが無難かと思われまので、御配慮をお願いします。

○委員長 次に、委員会付託についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料1、(3)、委員会付託についてでございます。付託につきましては、資料右側に記載のとおり各委員会となります。

なお、議案第15号から第26号までの決算関係12議案につきましては、今年度各常任委員会に分割付託の上、審査を行っていただくこととなっております。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

○委員長 次に、追加議案についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料1、(4)でございます。追加議案につきましては、人事案件10件が予定をされております。この取扱いについてでございますが、提出された日の日程にのせ、提案説明省略、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決する運びとなります。

なお、議員選出の監査委員につきましては、先ほど申し上げましたが、招集日、正副議長選挙を行った後に、本会議を休憩しまして、議員全員協議会を開き、内選を行い、その内選人をもって市長から議案が提出されることとなります。以上でございます。

○委員長 ここで加藤副市長から発言が求められております。加藤副市長どうぞ。

○副市長 恐れ入ります。私のほうから追加議案の人事案件につきまして、皆様をお願い事がありまして発言をさせていただきます。議事課長から御説明のありましたとおり、10件が予定されておりますが、そのうち教育委員会委員1名及び人権擁護委員7名の議案につきまして、9月26日火曜日のお昼休み、12時半から13時までの間に各会派の控室に伺わせていただきまして、御説明をさせていただきたいと考えております。予定していただければと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長 追加議案の取扱い及び会派への説明につきましては、事務局及び加藤副市長からの説明で御承知おきください。

○委員長 次に、決算議案の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料2でございます。決算議案の取扱いについて御説明をいたします。

まず、(1)、決算審査における意見要望の取りまとめについて御説明をさせていただきます。前任期に御協議をいただいた内容とはなりますが、今年度は決算関係議案を各委員会に分割付託することが、議会運営委員会において決定したところでございます。この議論の中で、無所属の方の御意見等も協議に加えていくべきではないかといった御意見があったことなどを踏まえまして、意見要望の取りまとめにつきましては委員会ごとに取りまとめる形を検討し、再度提示することとなつてございました。前任期に議論がなされていなかった具体的な取扱いも含めまして、意見要望の取扱い等について案を記載してございますので、上から順に御説明を申し上げます。

まず、9月26日火曜日でございますが、質疑並びに一般質問最終日の議会運営委員会終了後、意見要望の様式につきまして、事務局から全議員に対しましてラインワークスにて配付をさせていただきます。

続きまして、9月27日と28日の各常任委員会の場で、各議員から執行部に対し、必要に応じ質疑を行っていただき、採決まで行います。

続きまして、10月2日の正午までに各会派ごとに、また無所属の議員の方は議員ごとに、それぞれの所属委員会の所管に関するこのうち、特に委員会で議論となった事業について、意見・要望を該当様式にて事務局まで御提出をいただきます。その後、各会派、議員から提出された意見・要望の内容を精査しまして、各委員長に取りまとめの案を御作成いただきます。

10月4日水曜日に改めて各委員会を開催をしていただきまして、そこで委員長作成の案の下に、最終的に委員会で意見・要望について協議、取りまとめを行っていただきます。

10月6日午前中の議会運営委員会において、当日午後の採決日の進行と、各委員会の意見・要望の確認を行っていただきます。

最後に、取りまとめ後の意見要望書の取扱いにつきましては、各委員長からの報告を受けまして、議長から市長に送付するということといたす案になってございます。

続きまして、(2)、決算議案に係る討論の取扱いについて御説明をいたします。決算議案に係る討論の通告期限は、ほかの議案、請願とは別に、各委員会が開催される10月4日中といたします。また、10月6日、採決日における討論の1人当たりの持ち時間につきましては、10月2日に採決を行う予定のほかの議案、請願の討論の時間とは別に設定をさせていただきます。決算関係議案のみで1人5分以内と

する案でございます。なお、討論につきましては、他の議案と同様、1案件に対し、一会派1人となります。

続きまして、(3)、議員選出監査委員の決算に関する委員会での質疑の取扱いについて御説明いたします。決算関係の質疑につきましては、決算審査特別委員会に付託されていた前回までは、先例によりまして質疑並びに一般質問で議員選出監査委員は質問することがなかったことや、議員選出監査委員が決算審査特別委員会の委員になることもありませんでした。しかしながら、今年度につきましては、決算審査特別委員会を設置せず常任委員会に付託されるため、今回より議員選出監査委員が決算関係議案の審査に関わることとなります。

議員選出監査委員が質疑を行うことについて、参考文献によりますと、法律上の禁止規定がないため、質疑を行うことは可能ですが、監査委員として知り得た事実に基づいて質疑を行うと秘密漏えいに当たる場合があるので注意が必要になるといった内容や、議会選出の監査委員は決算特別委員会の委員に就任することに地方自治法、委員会条例、会議規則上何ら制限する規定はないが、監査委員という立場上あまり好ましくないと解するといったような内容がありますこと、また先例におきまして、本会議での扱いですが、正副議長、監査委員に就任したとき等は質問を辞退するのが例であるといった内容があることなどを踏まえ、資料記載のとおり、議員選出監査委員が、監査委員として審査に携わった決算に関する質疑を常任委員会において行うことについては、好ましくないため、遠慮するという運用とする案となっております。

なお、今回の令和5年第3回定例会において対象となる議員さんは、令和4年度決算の審査に監査委員として携わった松本議員さんとなります。

以上の3点につきまして、御確認、御協議をいただければと存じます。今回初めて皆様にこの案をお示しした内容となっておりますので、こちらの説明だけでは分かりづらい部分もあるかと思えます。御不明の点等ございましたら、事務局までお問合せをいただければと存じます。以上でございます。

○委員長 ただいま事務局から3項目について説明がありました。決算議案の取扱いについては、各会派お持ち帰りの上、協議いただきまして、次回26日、質疑並びに一般質問最終日の議会運営委員会の際に、各会派の意見をお諮りいたしますので、よろしく願いいたします。

なお、御不明の点等がございましたら、事務局までお問合せをお願いいたします。

○委員長 次に、議会広報委員会についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○議事課長 資料の3でございます。議会広報委員会につきましては、会議規則により、会派案分により選出された10人をもって構成することとなっております。このため、会派案分によりまして割当て人数を算出いたしますと、柏清風さん4人、公明党さん3人、日本共産党さん、みらい民主かしわさん、市民サイドさんがそれ

ぞれ1人となり、10人が確定いたします。以上でございます。

○委員長 この件について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、資料のとおり決定いたします。

なお、後ほど選任届をお配りいたしますが、9月8日金曜日午後5時までに事務局に提出してください。

○委員長 次に、議会費の決算資料についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○庶務課主幹 資料4でございます。初めに、決算総括について申し上げます。予算現額6億5,299万6,000円に対しまして、支出総額が6億769万5,000円です。執行率では93.1%となっております。

次に、節別の状況を申し上げます。1節報酬から4節共済費までが人件費でございます。この1節から4節を合計いたしますと、資料には記載してございませんが、5億5,284万3,000円となります。議会費全体の90.9%になります。また、4節の共済費のうち議員共済費公費負担金につきまして、市議会議員共済会から示される負担金率が、令和3年度は33.6%でしたが、令和4年度には32.2%に低下したこと等により、令和3年度の決算額では1億667万6,000円でしたが、令和4年度は761万6,000円減の9,906万円となっております。

また、8節の旅費及び9節交際費は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けてまして、著しく執行率が低くなっております。具体的には常任委員会等の視察が実施されなかったこと、1年を通じて行事全般が縮小、中止となり、関連する交際費の支出が少なかったことなどが理由として挙げられます。以上が令和4年度議会費歳出決算の概要となります。

なお、議会費に対する監査委員の決算審査は、去る7月12日に受けております。御不明の点等ございましたら、議会事務局庶務課までお問い合わせください。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明でさよう御承知おきください。

○委員長 次に、議員の視覚障害への対応についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○庶務課主幹 資料5でございます。今回内田議員が再選されましたので、その対応について改めて御確認をお願いしたいと考えております。資料に記載している事項につきましては、前任期中に議会運営委員会で御了承いただいているところでございますが、先日内田議員から今後の対応についてお話がありました。変更点について御説明させていただきます。まず、表の中の2、本会議・委員会の(4)、採決についてでございます。採決システムは自分で操作する(当面は事務局が隣で補助する)となっておりますけれども、これは実情に合わせまして「当面は」の部分进行

除いたします。

続きまして、今回内田議員から新たに要望がございまして、新たに追加いたしましたのは、3、その他の中にあります(14)、その他の公務でございます。これは、本会議・委員会以外の公務に関する支援でございます。例えば県の議員研修などがこれに当たることとなります。

最後に4、視察の(15)、委員会視察でございます。これまでは委員会了解の上で、自己負担により同行する介助者がいない場合は事務局が同行するようになっておりましたが、障害をお持ちの方への合理的配慮の観点からこれらの文言を削除し、「事務局随行を1名増員する」と記載させていただいております。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明について、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 事務局説明のとおりといたします。

○委員長 次に、令和4年度分政務活動費のホームページ公開状況についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○庶務課主幹 資料6でございます。政務活動費の収支報告書等の公開につきましては、昨年度と同様、8月1日より柏市オフィシャルウェブサイト内の市議会、政務活動費のページにおいて開始しております。公開資料は、収支報告書及びその添付書類である領収書・視察報告書等、行政資料室配架物と同一のものとなっております。その量ですが、A4の用紙片面で2,067枚分となっております。公開に当たりましては、市議会の広報紙G i k a i p l u s 8月7日号に掲載し、周知のほうを図っております。

なお、昨年8月1日から公開しております令和3年度分の収支報告書のウェブ公開の閲覧総件数ですが、令和4年8月1日から令和5年の7月末までの集計をしたところ、798件の閲覧があったということでございました。以上でございます。

○委員長 確認します。G i k a i p l u s の8月7日号、7日ですか。

○庶務課主幹 7日号です。

○委員長 1日じゃなくて。

○庶務課主幹 1日ではなく7日号で。

○委員長 分かりました。7日付なんだ。失礼しました。

ただいまの説明で御承知おき願います。

○委員長 次に、議会だより配布方法の検討についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料7でございます。令和4年12月8日の議会運営委員会において、議会だよりの全戸配布の実施について検討し、各党派とも前向きな意見はあったものの、意見がまとまらず今後も継続して検討していくこととなっております。つきましては、前任期中からの継続課題となっております議会だよりの配布方法に

ついて、全戸配布を実施するかどうかも含めた予算措置等につきまして、今後の議会運営委員会において御協議をいただきたく存じます。

なお、全戸配布を検討していく上で課題として考えられるのは、議会費の増額が見込まれること、またペーパーレス、DX推進の流れに逆行することなどが挙げられます。以上でございます。

○委員長 事務局から説明がありましたとおり、この件につきましては、今後の議会運営委員会において議題としていきたいと思っておりますので、さよう御承知お祈ります。

○委員長 次回は、9月8日招集日、本会議において議会運営委員会の委員の指名後に開く予定であります。

○委員長 以上で仮の議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時29分閉会